



(地Ⅲ215)

平成23年3月7日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
保坂 シゲリ

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項の規定に基づく届出について

標記の件につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果、受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされております。

今般、公衆衛生関係行政事務指導監査において、同項の規定が順守されていない事例が多数判明していることから、あらためて同項による届出義務が順守されるよう、その趣旨等を周知する旨、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長等宛通知がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。



健感発0228第2号
平成23年2月28日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項の規定に基づく届出について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちにその患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっているが、公衆衛生関係行政事務指導監査において、同項の規定が遵守されていない違法な事例が多数判明していることから、改めて同項による届出義務を遵守させるため、その趣旨等を周知することとしたので、内容を十分御了知の上、関係者に十分周知するとともに、その実施に遺漏のないよう取り図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準とする。

記

法第12条第1項の規定による届出（以下、「届出」という。）は、結核患者を保健所において把握し、結核患者について、法第17条の規定による患者との接触者に対する健康診断、法第18条第1項の規定による就業制限通知、法第19条及び第20条の規定による入院勧告等、法第37条及び第37条の2の規定による医療費の公費による負担、法第53条の12の規定による結核登録票への登録等を行うための前提となるものである。

届出義務違反は重大な法令違反であり、貴職におかれては、違反が判明した際には、その是正行政指導を行うとともに、届出をしなかった医師には、法

第 77 条の規定に基づく罰金を科すことができることから、繰り返し違反を行う者や悪質な事例については、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 239 条第 2 項の規定に基づき刑事告発を行うことも想定し得るので、配意すること。

あわせて、法第 18 条第 1 項の規定に基づく就業制限通知、法第 19 条及び第 20 条の規定に基づく入院勧告等、法第 37 条及び第 37 条の 2 の規定に基づく医療費の公費による負担、その他、法の規定を結核患者に適用するに当たっては、届出がされていることを確認すること。

健感発第0331001号
平成17年3月31日

各 都道府県
政令市
特別区
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



結核予防法第22条第1項の規定による届出について

結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、2日以内に、その患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないこととなっているが、同項の規定が遵守されていない違法な事例が多数判明していることから、改めて同項による届出義務を遵守させるため、その趣旨等を周知することとしたので、内容を十分御了知の上、関係者に十分周知するとともに、その実施に遺憾のなきを期されたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準とする。

記

法第22条第1項の規定による届出（以下単に「届出」という。）は、結核患者を保健所において把握し、結核患者について、法第5条の規定による定期外の健康診断、法第24条第1項の規定による結核登録票への登録、法第28条第1項の規定による従業禁止命令、法第29条第1項の規定による入所命令、法第34条第1項及び第35条第1項の規定による医療費の公費による負担等を行うための前提となるものであり、届出の義務の担保は刑事罰によって確保されているものである。

届出を怠った医師は、法第63条第1号の規定により罰金が科せられるが、結核予防法の一部を改正する法律（平成16年法律第133号）により、その刑罰が10万

円以下の罰金から50万円以下の罰金に引き上げられ、届出義務違反については、重大な法令違反となることから、貴職におかれては、違反が判明した際には、その是正行政指導を行うとともに、繰り返し違反を行う者や悪質な事例については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき刑事告発を行うことも十分想定し得るので、配意すること。

あわせて、法第28条第1項の規定による従業禁止命令、法第29条第1項の規定による入所命令、法第34条第1項及び第35条第1項の規定による医療費の公費による負担その他の法の規定を結核患者について適用するに当たっては、届出がされていることを確認すること。

医療従事者の皆様へ

結核の届出は、医師ができる

結核の患者さんを診断した時、医師は必ず
結核と診断した当日に保健所へ発生届を提出してください。

届出でできる、3つのこと

提出された発生届に基づいて、保健所は以下のことを行っています。

確実に治療をするために

患者さんの治療が完了するまで、服薬確認等を行います。

安心して治療をするために

患者さんが、入院及び通院医療費の公費負担を受けることができるための手続きを行います。

地域の方を守るために

患者さんと接触のあった方々の健康診断を行い、結核の更なるまん延を予防します。

届出にあたって

- 結核は、感染症法の2類感染症に規定されている感染症です。
- 届出が行われないと、医療や結核のまん延予防に支障をきたすだけでなく、届出を行わなかった医師には、感染症法第77条の規定に基づく罰金が科されることがあります。
- 転院を予定している場合でも、初めに結核と診断した医師が届出を行う必要があります。
- 医師が行う届出は、感染症法第12条の規定に基づく届出であり、個人情報保護法に抵触することはありません。

もうひとつの手当です。

医師が行う結核の届出は、適切な患者管理の第一歩です。
届出の方法は最寄りの保健所にお問い合わせください。

届出先保健所
(~保健所)

